

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例		
条 例 番 号	平成 16 年神奈川県条例第 66 号	法 規 集	第 8 編第 8 章第 6 節
所 管 部 局 室 課	病院事業庁病院局県立病院課		
条 例 の 概 要	地方公営企業法第 38 条第 4 項の規定に基づき、病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	地方公営企業法第 38 条第 4 項の規定に基づき、病院事業庁企業職員の給与に関する事項を定めたものであり、必須の条例であるが、独立行政法人神奈川県立病院機構の設立等に伴い、病院事業庁企業職員の配置が不要となることから、規定の必要性がなくなる。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	病院事業庁企業職員の給与は、その職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずるものとするとともに、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、病院事業の経営の状況等を考慮して定められており、適正なものである。	
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	病院事業庁企業職員の給与の種類を給料及び手当とし、手当は 18 種類に明確かつ限定的に規定しており、簡素で効率的である。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	病院事業庁企業職員の給与の適正な管理に取り組んでおり、「行政システム改革基本方針」の考え方に適合している。	
	適法性 （ 憲法、法 令に抵 触しな いか。 ）	地方公営企業法第 38 条第 4 項の規定に基づき、病院事業庁企業職員の給与に関する事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	地方独立行政法人神奈川県立病院機構の設立等に伴い廃止する必要がある。 なお、条例の廃止後も退職手当の支給制限等の処分については、附則において、従前の例により取り扱うこととなる。	
次回見直し予定	—	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>